

## 船舶インシデント調査報告書

令和5年2月8日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和4年6月13日 16時45分ごろ
発生場所	沖縄県宮古島市長山港東方沖 長山水路第5号灯浮標から真方位359° 1,560m付近 (概位 北緯24° 48.4′ 東経125° 13.1′)
インシデントの概要	水上オートバイ <sup>ピラテスツー</sup> PIRATES2は、帰港中、横波を受けて転覆し、主機が停止して始動できなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和4年7月19日、主管調査官（那覇事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	水上オートバイ PIRATES2、0.2トン（長さ2.89m） 296-24064 沖縄、株式会社 FEIDA INTERNATIONAL ガソリン機関、船内機、4サイクル、出力154.5kW、回転数毎分7,500、4気筒、使用燃料ガソリン、平成20年機関製造、平成20年5月進水
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南西、風速 6.7m/s、視界 良好 海象：波高 1.0～1.5m 宮古島市には、令和4年6月13日16時02分に波浪注意報が発表され、本インシデント当時も継続中であった。
インシデントの経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者2人を後部座席に乗せ、遊走後に帰港中、左舷側から横波を受けて転覆して主機が停止し、船長が、船体を引き起こして復原させ、主機の再始動を試みたものの、セルモーターが作動せず、始動できなかった。 船長は、僚船に救助を求め、漂流していた同乗者2人が先に救助されて出航地に搬送された。本船及び船長は、漂流していたところ、同乗者を救助した後に戻ってきた僚船により、出航地にえい航された。 船長は、本船が転覆したとき、バッテリー等が濡損を負ったので、電気系統に支障が生じ、主機が始動できなかったと思った。 船長及び同乗者2人は、いずれも救命胴衣を着用していた。
分析	本船は、帰港中、横波を受けて転覆して主機が停止し、バッテリー等が濡損を負ったことから、電気系統に支障を生じて、主機が始動できなくなり、運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、帰港中、横波を受けて転覆して主機が停止し、バッテリー等が濡損を負ったため、電気系統に支障を生じて、

	主機が始動できなくなったことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 水上オートバイのバッテリー及び電気系統は、水に濡れても主機の運転に支障がないよう、防水措置を確実に行うこと。</li><li>・ 水上オートバイの船長は、同乗者を乗せて旋回をする際、横波を受けるとバランスを崩しやすいので、船体を波に向けながら緩やかな方向転換を、また、減速をする操縦を行うこと。</li><li>・ 水上オートバイの船長は、波浪注意報が発表されるなど、水上オートバイにとって高い波が予想される場合には、ふだんよりも速力を落として操縦を行い、急な旋回をすることを避けること。また、操縦に困難を感じた場合には、直ちに帰港すること。</li></ul>